第1章

計画の前提

1 計画策定の趣旨

本計画は、「教育基本法第17条第2項」(平成18年12月22日法律第120号)に定める「地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画」にあたるもので、今後5年間で進める白井の教育の方針や施策、主な取り組みを定めています。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「教育振興基本計画」、及び、県の「第3期千葉県教育振興基本計画:次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」等を参酌し、「白井市教育大綱」の基本理念、及び、基本方針に基づき策定されています。

3 計画の期間

本計画の期間は、「白井市第5次総合計画:後期基本計画」、及び、「白井市教育大綱」の期間と同様の令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしています。 なお、本計画は、この期間内においても、社会動向の変化や法制度の改正等により、見直し変更する場合があります。

平成/令和	28	29	30	31	2	3	4	5	6	7
白井市第5次総合計画基本構想										
前期基本計画										
後期基本計画										
白井市第2次教育大綱										
【国】第2期教育振興基本計画										
【県】教育振興基本計画										
【国】学習指導要領(小)										
【国】学習指導要領(中)										
白井市教育振興基本計画										

4 計画の基本理念 ⇔「白井市教育大綱」



5 計画の基本方針 ∞「白井市教育大綱」

I 校教育 育てます。未来を生き抜く力

■ 庭教育 支えます。子どもの笑顔

会教育 結びます。人と地域と学び

IV 進学習 応援します。みんなの学び

6 計画の構成

	基	本方針	7	5 針	於	 策	主な	ぶ取り組み	み
学校教育		1		1 0		2 3		3 1	
家庭教育		1		2		2		2	
社会教育		1		2		2		2	
生涯学習		1		5		9		18	

8 計画策定の工程

年 月	教育委員会議	事務局
H31.4月		
5月		アンケート設計
6月		アンケート調査
7月	第1回総合教育会議	アンケート結果分析
8月		課題抽出
9月		
10月		
11月		
12月		- 「計画の素案」: 作成
R2. 1月		- 「司四以来余」: 1F成
2月	第2回総合教育会議	····
3月		
4月		
5月	「計画の体系」: 協議	
6月		
7月	「家庭教育」「社会教育」「生涯学習」:協議第1回総合教育会議	附属機関等へ「計画の素案」: 提示 「計画の素案」: 修正
8月	「学校教育」: 協議	「計画の素案」: 再提示
9月		are the state of t
10月		
11月		
12月	「計画の素案」: 協議 第2回総合教育会議	- 「パブリックコメント」:実施結果整理
R3. 1月	「パブリックコメント」: 受諾・協議 「計画の素案」: 協議	O D D D D D D D D D D D D D D D D D D
2月	最終協議	原稿依頼・最終調整
3月	「計画」:策定	
4月	「計画」:施行	